

新潟県「核燃料税」の新設（更新）について

1. 新設（更新）の理由 〔新潟県協議書抜粋〕

当県の核燃料税は、（中略）柏崎刈羽原子力発電所の立地に伴い、放射線監視、温排水影響調査、防災対策及び民生安定対策等の各般にわたる施策を積極的に展開する必要が生じ、そのために極めて多額の財源を必要とすることから、昭和59年11月に自治大臣の許可を得て法定外普通税として創設し、これまでに7回の更新を経て今日に至っています。

当県では、平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、事故原因に関する検証、事故による健康と生活への影響の検証及び安全な避難方法の検証という3つの検証について総括し、柏崎刈羽原子力発電所に関する安全対策の確認と原子力防災の取組を進めているところです。

さらに、令和6年能登半島地震をはじめとして、近年、自然災害が激甚化・頻発化する中で、実効性のある原子力防災体制を構築し、県民の生命や財産を守るため、安定的な財源を確保することが必要となっています。

そのような中で、現行条例の適用期間をみると、原子炉が停止していることで核燃料税収は出力割のみの状態が続いており、原子力発電施設立地による財政需要に対してその税収は不足している状況です。

以上のような状況を踏まえ、特定納税義務者と協議した結果、当県としては安全・防災対策等の財政需要に対する税収を更に確保する必要があることから、令和6年11月15日以降、出力割の税率を1%相当引き上げることで、価額割と出力割の合計税率17%相当から18%相当に引き上げ、更に5年間課税することとしたものです。

2. 概要 〔新潟県協議書より〕

課税団体	新潟県
税目名	核燃料税（法定外普通税）
課税客体	①価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 ②出力割：発電用原子炉を設置して行う発電事業
課税標準	①価額割：発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 ②出力割：発電用原子炉の熱出力
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	①価額割：100分の4.5 ②出力割：52,330円/千kW/課税期間（3か月）
徴収方法	申告納付
収入見込額	（平年度）5,090百万円
非課税事項	—
徴税費用見込額	（平年度）183千円
課税を行う期間	5年間（令和6年11月15日から令和11年11月14日まで）

3. 同意要件との関係

核燃料税について、地方税法第261条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第261条 総務大臣は、第259条第1項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る道府県法定外普通税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

（1）国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

① 課税標準

新潟県内における核燃料に対する税としては、柏崎市使用済核燃料税があるが、今回更新を予定している新潟県核燃料税（以下「本税」という。）の課税標準は「発電用原子炉に挿入した核燃料の価額」及び「発電用原子炉の熱出力」であり、一方、柏崎市使用済核燃料税は「使用済核燃料の重量（核分裂させる前の核燃料物質の重量）」とされていることから、課税標準を異にしている。

なお、発電事業に関連する税としては、電源開発促進税（国税）があるが、同税の課税標準は「販売電気の電力量」とされていることから、課税標準を異にしている。この他、形式的にも実質的にも国税又は他の地方税と課税標準を同じくするものは認められない。

② 住民の負担

特定納税義務者である東京電力HD（株）は、令和5年度の年間売上（連結）が6.9兆円の企業であり、本税による負担は約51億円/年であることから、著しく過重となるとはいえないと考えられる。

また、仮に本税が電力消費者に転嫁されたとしても、その電力料金に及ぼす影響は、新潟県の試算によると、標準家庭1世帯当たり約4.8円/月程度と見込まれ、今回の税更新によって、住民の負担が著しく過重となるとはいえないと考えられる。

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

(2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

本税は、地方団体間の物の円滑な流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間の物の流通に重大な障害を与えるもの」には該当しないと考えられる。

(3) (1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適當でないこと。

福島第一原子力発電所の事故以降、国においては、原子力発電について、より高い安全性を求める方向性を掲げているところであり、また、エネルギー基本計画においては、原子力利用を進めていく上で、立地地域との共生に向けた取組が必要不可欠とされているところである。

新潟県は原子力発電所立地県として、本税の税収も活用しつつ、核燃料輸送警戒警備、警備ヘリコプターの維持管理、放射能監視対策など、原子力安全対策を講じている。

したがって、本税は、安全性の確保や地域との共生を図るとする国の政策の方向性と軌を一にするものである。

このことから、「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適當でないこと」には該当しないものと考えられる。